

日本共産党県議団を代表して、提案されている議案 82 件および諮問 1 件中、第 1 号、4 号、12・13 号、15 号、17 号、23 号、32 号、81 号の 9 件の議案に反対し討論を行います。

最初に、予算関連議案について反対理由をのべます。

今議会は東日本大震災の発災から 10 年目を迎える中でひらかれました。発災から 9 年を経ても、今なお多くの人が生活再建、生業の再建の真ただ中に置かれています。この重い現実をどのように乗り越えていくのか、県政にも問われています。

また消費税増税や社会保障の切り捨てが進む中で、多くの県民が疲弊し、苦しみにあえいでいます。ここに県政がどのように関わっていくのか。そして、突然襲った新型コロナウイルスの感染拡大防止とさまざまな影響拡大への対策に至急取り組むことが求められています。

そうした立場から、提案されている予算関係議案を見ると、いくつかの問題を指摘せざるを得ません。

第一に、被災者、県民の要求に正面からこたえる姿勢に欠けている点です。

国による支援制度の機械的打ち切りに反対し、人間としての生きる基盤を取り戻せるまで、「誰一人取り残さない」復興をいっそう強力に進めなければなりません。

とくに、被災しながら長い間、支援の外に置かれてきた在宅被災者への手厚いサポートは欠かせません。過日に、県議会内超党派の呼びかけで開かれた「災害ケースマネジメント勉強会」でも、あらためて災害救助法に責任をもつ県の役割が強調されていました。新年度予算に個別の実態に即した支援を可能とする災害ケースマネジメントのための予算が組みされていないのは極めて問題です。

被災者からは、災害公営住宅における「特別家賃低減制度」の延長、「収入超過者」問題への対応が求められています。県としても「情報提供」にとどまることなく支援を強めるべきです。

昨秋の東日本台風被害の被災者支援についても、県としての独自の住宅支援制度を実施しないままです。国がすぐに対応しない場合であっても、県としての独自支援策を打ち出し、予算を振り向けることは、生活再建、生業の再建に踏み出す被災者に対しての大きな励ましになります。

第二に、富県戦略・創造的復興を看板に推進されてきた、特定企業を優遇する施策の矛盾が広がっています。

仙台北部工業団地の工業用水濁度対策や高水質浄化施設ですが、「みやぎ発展税」から多額の助成金を支出することは問題です。

「航空路線誘致促進事業」について、19年度に続き、20年度も6000万円が計上されていますが、現在のところ、対象となる新規就航路線の計画はありません。そもそも1路線あたり3000万円を上限とする「掴み金」のようなこの助成制度は即刻やめるべきです。

「商業・観光の再生」を掲げながら、「沿岸部のまちづくりの状況に応じた商業の再生」については、「伊達な商談会」などの販路拡大推進支援費としてたった530余万円。水産加工業ビジネス復興支援費は440万円の削減。一方で観光キャンペーンのPRのために今年もポケモン、ラプラスには8千万円の予算です。予算は実体経済への直接的支援に振り向けるべきであり、賛成できません。

「広域防災拠点」については、供用開始が3年遅れ、補償費も29億円増えて、総事業費324億円となっています。新年度予算でJR貨物の岩切地区移転の公共補償費28億5千万円を中心に36億3000万円が計上されています。県内で一カ所しかつくりたくない防災拠点を仙台市内中心部、しかも長町利府線断層帯の近傍である宮城野原地域につくること自体に、今なお多くの県民の理解と納得が得られていませんので、反対です。

また、水素エネルギー利活用推進費に関わる、水素ステーション導入促進事業は、既存の商用水素ステーションの利用実績からみても過剰投資と言わざるを得ません。

第三に、人口減少社会に対応するためと言いながら、財政的メリットを最優先に、多くの県民がとても理解しがたい施策が推進されようとしている点です。その典型は、宿泊税と県美術館移転問題です。

宿泊税は多くの反対世論と新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて「撤回」されましたが、観光振興財源検討事業費379万円が削除されないまま計上されていることは問題です。

県有施設再編等調査費4200万円は、主に県民会館、みやぎNPOプラザ、美術館を対象とした調査費です。「県有施設等再編に関する基本方針（最終案）」は、「集約・複合化する方向」での検討を前提としており、納得できません。

今大切なことは、美術関係者や多くの県民の声に応じて、原点に立ち返り「現地改修・リニューアル」方針のもとに、これまで県美術館が果たしてきた役割や、周辺環境も含めた文化的・芸術的価値についてもしっかりと認識することです。経済的効率性だけで比べたら、宮城の文化の将来に禍根を残すことになります。

よって、「集約・複合化する方向」で検討する調査費4200万円に反対です。また、県有施設には営利目的の民間企業導入はそぐわず、債務負担行為「PPP・PFI導入可能性調査」800万円も認められません。

第四に、県民や市町村に更なる負担を強いる提案や公的責任から逸脱する施策など、自治体の本分である福祉・教育の後退につながる施策がみられることです。

国保特別会計・議第4号に関わって、高すぎる国保料・国保税を払える金額に引き下げていただきたいという県民の切実な願いに応えるものになっておらず、賛成できません。市町村に提示する県の標準保険料率が医療分、後期高齢者支援金分のそれぞれで所得割の率、均等割額が更に上がっているのは問題です。

介護人材確保対策緊急アクションプラン推進事業の中で、働き方改革に取り組む介護事業者に対し、制度構築や運用等について支援を行うとされていますが、現在の人員体制のまま、一日当たりの労働時間を延長して週休3日制を実現するような制度の構築は現場の労働実態からもかけ離れたものであり、認められません。過重労働の改善の上でも各事業所での人員増に対する直接的な支援を行うべきです。

大崎市民病院救急救命センター運営費補助金は、2017年度までは1億2千万円だったものを、2018年度から段階的に削減し、2020年度以降は5722万円がベースとされます。地域の救急医療の実態を無視した削減であり、問題です。

社会保障・税番号制度推進費2億円余の予算は、マイナンバーのネットワーク構築に係る費用です。宮城県の今年1月末のマイナンバーカードの発行率は14.4%に過ぎません。セキュリティへの不安があるからです。現に、政府の個人情報保護委員会によりますと、2018年度のマイナンバー法違反又は違反の恐れがある事案は、134機関279件で、80機関は地方自治体です。社会保障・税番号制度推進費は、個人情報保護の観点から反対です。

新年度の教育予算には、一人ひとりの児童・生徒に教職員がきめ細かく寄り添うための条件整備として現場から繰り返し要求されている少人数学級に踏み出す姿勢が一步も見られませんでした。また、児童生徒の発達と成長にかけがえのない役割をもつ部活動において、今年度4月から教員の部活動手当が切り下げられました。仙台市との格差を考えても早急に是正されるべきです。今年度7月に発覚した過年度分の退職手当の算定ミス分として、平成25年以前の該当者384人分、総額1億8千973万円余について時効にしようとしています。ミスの原因は県教委にあり、当事者には何ら落ち度はありません。平成25年以前の該当者を含む全員への丁寧な説明と謝罪の上、退職手当の追加支給を行うべきです。

以上の点から、議第1号議案、令和二年度一般会計予算ならびに議第4号議案、令和二年度国民健康保険特別会計予算に反対します。

次に、県民の多くが懸念を表明している上工下水一体官民連携事業、いわゆるみやぎ型管理運営方式という名の水道事業の民営化が強引に進められていることに汎愛します。

13日から、運営権者の公募が始まりました。しかし、県民に対する県の説明責任は不十分なままです。加えて、これから、来年3月末に優先交渉権者が決まるまで、県民や議会に対する情報公開は極めて乏しいことが明らかになりました。応募事業者の名前どころか、何グループが応募したのかさえ公開されない可能性があります。「議会も県民も蚊帳の外」で、一グループだけでも応募事業者があれば、「競争的対話」をすすめ、優先交渉権者を決めよ

うとしています。要求水準書、モニタリング基本計画書、基本協定書、基本契約書などの重要文書の内容も、示されたのはあくまで「案」であり、事業者との「対話」で変更もあり得るということです。

ヴェオリアジャパンなどの外資系水メジャーが参入する可能性があることへの県民の心配や不安が大きいことを重ねて指摘いたします。

コンセッション導入による費用削減額 247 億円の根拠としているマーケットサウンディングも経費等削減率を数字で回答しているのは 10 件しかなく、根拠として説得力に欠けます。日本総研からの導入可能性等調査報告書から「エイ！ヤア！」とばかりに「期待値」として削減額にあてはめたものと言わざるを得ません。

よって、官民連携事業の費用が計上されている 議第 12 号・13 号・15 号議案に反対します。

議第 81 号は仙台港背後地区画整理事業の完了に伴い、その特別会計を清算し閉鎖するための補正予算です。この事業は宮城県と仙台市が総事業費 371 億円で平成 3 年度から進めてきましたが、最終的には 627 億円まで膨れ上がりました。当初の見込みが甘く、ずさんだったといえます。

198 億円と見込んだ保留地処分金は 165 億円にしかならず、残りの 462 億円は国、県、仙台市などからの公金で賄われました。県と仙台市の合計実質負担額も当初の 36 億 7 千万円から 7, 3 倍の 270 億 6 千万円になりました。バブル経済崩壊後は事業清算の目処が立たない状況に陥りましたが、東日本大震災の復興事業に救われ、保留地処分ができました。自治体としての裁量を超えた事業に安易に手を出し、多額の税金を投入してきたことをしっかり検証し、教訓を残すべきです。特別会計の閉鎖にあたり、改めて反対するものです。

なお、財政運営については、予算特別委員会の総括質疑でも会派として指摘した通り、震災を機に財政好転がはかられました。必要なところに予算を使うという財政原則が守られていません。県民の生活と生業の再建へ必要な予算を振り向けることを強く指摘し、次に予算外で反対する議案について、順次理由をのべます。

・議第 17 号議案、「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一部免責することを条例で定めるものです。これは、住民監査請求や住民訴訟を抑制するものであり、賛成できません。

・議第 23 号議案、「職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数減少に伴う学級数減少を理由に、学校教職員の定数を小学校で 7 人、高等学校で 27 人減員することが含まれています。教職員の多忙化解消に向けて、教職員定数は削減せずに、むしろ少人数学級へ

の移行をすすめるべきであり、認められません。

・議第32号議案、「統計調査条例の一部を改正する条例」は、本県統計のデータベースを提供できる公的な機関の範囲を、独立行政法人や国立大学法人、株式会社日本政策金融公庫などにも拡大するものです。調査協力者の同意もとらずに個人情報や企業情報が入ったデータベースを提供することや、更に他のものへの委託、他の者との共同研究も可能にし、無限定な提供を招きかねません。よって、賛成できません。

以上を討論いたします。ご清聴ありがとうございました。

(4753文字)